

公立大学法人奈良県立医科大学役員報酬規程の一部改正

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1 略 (基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額を、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間 (以下、「特例期間」という。)、第 4 条の規定にかかわらず、第 4 条の規定に基づいて定める額から当該額に 100 分の 4 を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、第 7 条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p> <p>3 略 (特例期間における特例措置)</p> <p>4 特例期間における附則第 2 項の規定の適用については、同項「100 分の 4」とあるのは「100 分の 2.8」とする。</p> <p>附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (基本給の特例)</p> <p>2 常勤の役員に支給する基本給月額を、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間 (以下、「特例期間」という。)、第 4 条の規定にかかわらず、第 4 条の規定に基づいて定める額 (以下この条において「報酬基礎額」という。) から、理事長にあつては報酬基礎額に 100 分の 15、副理事長及び理事 (医療担当) にあつては報酬基礎額に 100 分の 12、理事 (教育・研究担当)、理事 (総務・経営担当) 及び理事 (広報・渉外担当) にあつては報酬基礎額に 100 分の 10 を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。ただし、第 7 条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる基本給の額については、この限りでない。</p> <p>3 略 (期末手当の特例)</p> <p>4 特例期間における期末手当の額は、第 7 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から、理事長にあつては当該額に 100 分の 15、副理事長及び理事 (医療担当) にあつては当該額に 100 分の 12、理事 (教育・研究担当)、理事 (総務・経営担当) 及び理事 (広報・渉外担当) にあつては当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p>